

No.1 - 2013 年 10 月

江戸町  
社労士  
ファーム

事務  
所報

ごあいさつ  
日本はどこへ  
我楽苦多雑感  
新米社労士のつぶやき  
読書案内—乱読・精読—  
主な法改正情報  
編集後記

## ごあいさつ

当事務所を三宮に再移転して、早2年近くになろうとしています。

この2年間で、事務所の人的・物的インフラも徐々に充実してきました。事務所外ネットワークの態勢も含め、事務所機能としては、過去最高の状態になりつつあります。

しかしながら、社会を取り巻く年金・雇用問題を中心として社会保障の問題が深刻化しています。企業も、コンプライアンスの取扱いを一つ間違えれば「ブラック企業」との烙印を押され、採用管理に大きな支障を来すこととなります。このような状況は、私達社会保険労務士にとっては、まさに「出番」といってよい状況なのですが、今ひとつ社会的認知度は低空飛行のようです。社会保険労務士が扱う分野は、私が社会保険労務士になった当時に比べ、度重なる年金改正や労働関係諸法令の改正により、非常に困難な分野となって来ました。

このような状況の中で、私達自身が能力を高め、社会の要請に応えられる力を身に付けることが要求されるようになりました。

これらのことを踏まえ、これからのサービスのあり方や展望も含め、皆様のご意見を拝聴しながら事務所態勢をさらに発展させたいと考えております。その一助として、皆様と当事務所を結ぶツールとならないものかと思ひ至り、今回事務所報を発行することと致しました。まだ初めての挑戦ですので、内容はつたないものであるかと思われませんが、今後、皆様のご意見を頂きながら、耳寄りなニュース、ちょっと考えてみようかなと思うような評論やエッセイ、外部の方からの寄稿文なども掲載したいと考えています。

どうか、今後とも叱咤激励のほど、宜しくお願い申し上げます。



### 所長／社会保険労務士 中村 彰雄

立命館大学法学部卒。1983年1月～2009年4月行政書士登録。1992年社会保険労務士登録。兵庫県社会保険労務士会理事4期8年、常任理事、神戸東支部長2期4年。社会保険労務士法人設立代表社員等を経て2011年2月江戸町社労士ファーム開設、所長就任。

## 日本はどこへ？

社会保険労務士 中村 彰雄

10月1日の昼過ぎのこと、三宮そごうに向かう横断歩道で信号待ちをしつつ、神経症状が出て足腰の痛みに耐えつつ花壇の縁に足をかけうずくまっているときのことでした。そのうずくまっている私よりさらに低いところから、数人の男がにじり寄ってくるので、一瞬身構えると、「NHKですが、少しお時間を頂けますか？」、「消費税について感想をお聞かせ下さい。」というのです。生来が口下手なもので、しゃべれるかなと思いつつインタビューに応じました。後でテレビに映ったものを見ると、言ったことの半分も放映されていませんでしたが、15秒位流れていたようです。基本的に消費税率引き上げについて反対論を述べました。知人の税理士によると今でも消費税の滞納が多く、中小零細事業者は大変なことになるといった趣旨のものがオン・エアされていました。しかし、大企業には輸出戻り税があることで優遇措置を受けていることや高額所得者の所得税や社会保険料の上限をもっと上げるべきことなどを述べたことはカットされていました。たとえば、年金保険料の上限が低いため、高額給与を受けていた者が受給できる年金額が思いの外低く、年金額だけではそれまでの生活水準を維持出来ないとの嘆きが現実に私の周辺からは聞こえて来ることがあります。

メディアは結論だけを、また、大変であるという「空気」だけを伝えたいようです。話が分かりやすいということを優先するのでしょうか、結局何が何だか訳の分からない報道となってしまいます。そして、国民はあきらめと不確かな情報の下に53%の者が消費税率アップに賛成と答えることとなるのです。

法人税を上げるとか、高額所得者の所得税を上げるといったことになると、必ず所得者が海外に逃げるという声があがります。しかし、そんな輩にはいくらでも方法があるはずで、高額所得者に限って、日頃愛国心や郷土愛を学校教育に持ち込もうとするのですが、そういった目に遭っている子供達にどう申し開きするつもりなのでしょう。まさか非国民扱いされて、一族郎党を引き連れて慣れない海外で一生を暮らすつもりではないと思われまます。税金を払いたくないが故に親族を残して自分たちだけで海外に逃げ去った場合、日本のようなムラ社会では、おそらく周囲からはひどいバッシングが浴びせかけられるのではないのでしょうか。

しかし、そういった輩には優秀な国税庁の役人が、いくらでも徴税方法を考えるのではないのでしょうか。私は税法や財政学には素人なので確たることはいえませんが、たとえば、海外に居住地を置いても、日本に滞在する日数によって、割合的に徴税するといった方法や、配当課税や物品税などを課すことなどが考えられるのではないのでしょうか。1月1日の居住地（住民登録）によって、住民税がかからないといった、姑息な手法を採っている者もいるように聞きますが、最終的には各国がグローバルな課税方法を考えないとタックスヘブンは花盛りとなるばかりで、再配分効果は無に帰してしまうのではないのでしょうか。とにかく、道徳論や愛国心を強調する高額所得者や大企業の経営者に、税金が高いとすぐ海外に本拠地を移すと声高に言われる方が多いように思うのですが、私の考えすぎなのでしょうか。しかし、これらが事実であるとすれば、「国家の品格」があれほど話題になることはないと思われまますし、また、すぐに海外に出ようとする人達の愛国心についての言及は何か別の意図があつてのことかと思わざるを得ません。

一体全体、日本はどこに向かっているのでしょうかと心配になる今日この頃なのです。

## 我楽苦多雑感

社会保険労務士 佐長 純彦

人には誰も忘れられない時があると思う。

私にとってのそれは、1995年（平成7年）1月17日午前5時46分、あの阪神・淡路大震災が発生した時である。

一昨年の東日本大震災の記憶が新しいが、大半の神戸市民にとっての「震災」とはやはり「阪神・淡路」といえるのではないだろうか。

当日は、長田区内の靴メーカーへ、障害者雇用を対象とする助成金申請の打ち合わせと資料整備のため、午前8時に赴くべく午前6時に目覚まし時計をセットしていた。布団の中で「もう起きる時間か。」と半ば目覚めていた時、突然体が突き上げられ、次の瞬間家全体が振り回されるような激震が襲ってきた。物が破壊される形容しようのない騒音の中で死の予感に苛まれながら、立ち上がろうとする妻に覆いかぶさり揺れが収まるのをひたすら待つことしかできなかった。後日知ったことだが、揺れは僅か20秒程であり、当時居住していた東灘区内の家の周辺は震度8程度の激震が走ったという。その後、プライベートでは避難所、母の家での逗留を経て姫路での仮住まいと転々とし、社労士業務に関しては、矢継ぎ早に出される政府の震災特例措置への対応に昼夜を分かたず忙殺されることになったのだが、震災当日に目にした余りにも非日常的な光景の数々は今も鮮烈なものとして残っている。避難所となった灘中・高等学校の体育館で目にした数え切れないほどの遺体に固唾をのみ、その衝撃を引きずりながら妻の怪我の治療のため訪れた病院も既に野戦病院と化していた。待合室のそここでは医師による死亡宣告が行われており、診察室に入ると、床には治療のため切ったのであろう大量の毛髪、血に染まった使用済みのガーゼ類が散乱していた。そして、ベッドのシーツには夥しい血痕が付着しており、医師は妻に至極当然のようにそこに横になるよう指示をした。治療を受ける妻の傍らのベッドには脇腹がパッキリと裂け呻吟している人が横たわり、その向こうでは頭部裂傷のため顔面血だらけで20針も縫合されている人もいた。まさに言葉を失うとはこういうことかと改めて思った。また、避難所での焚火にでも使うのであろうか、まだ中に人が埋まっているかもしれない倒壊した家屋から全くの他人が柱や梁に使われていた木材を持ち去っているところをしばしば目にした。浅ましいと思いながらも私自身もその中の一人であった。あの時は誰もが一時的な痴呆状態に陥り、生存本能のみが先走り良識的な思考が停止していたのかもしれない。そして、あの日以降何かの記憶を辿るとき常にあれは「震災前」、「震災後」と判断する術が身に付いてしまった。これも一種のトラウマであろうか。



### 佐長 純彦

中央大学法学部法律学科卒。印刷出版会社を経て、1992年社会保険労務士登録、開業。兵庫県社会保険労務士会理事1期2年、神戸東支部長1期2年。(財)介護労働安全センターより委嘱を受け、十数年にわたり研修会講師及び雇用管理コンサルタントとして相談・指導。各種企業・団体等からの依頼による講演やセミナー講師。幅広い業種における社会保険・労働保険に関する一般実務や相談業務など。

しかし、あの震災がもたらしたものは、負の側面ばかりではなかった。

震災発生から半月ほど経った頃と記憶するが、現在の協働事務所のメンバーである中村彰雄氏から「知り合いの弁護士有志がボランティアで被災者向けの電話による法律相談会を開催したいのだが、社会保険、労働保険実務について疎いため社労士の参加を求めている。相談員として一緒に受けてみないか。」との誘いがあり、同じ被災者として何か役に立てるなら、そして何より社労士のPRになるならと快諾した。当日の会場は比較的被害の少なかった元町通のビルの一室が用意されており、部屋に入ると「労災・雇用 110 番」と書かれたボードが目をつけた。相談会は弁護士 6～7 名、社労士 2 名の陣容で午前 10 時から始まり当初はポツリ、ポツリと相談がある位でゆったりとしたスタートとなった。当時、士業による被災者向けのこの種の相談会はまだ珍しかったとみえて新聞社、テレビ局も取材に来ていた。放送記者によると正午の全国ニュースで放送するとのことでその反響に興味を湧いた。果たして、それが放送されるや用意された電話機が一斉に鳴りだした。1 件、2 件と相談を終え相談票を記入していたとき、電話を受けた弁護士から「雇用保険関係お願いします。」と声が上がった。中村氏を見ると対応中であつたため私が受けることとなった。

「はい、電話代わりました。」

「もしもし…あの…お金がなくて…失業保険のことなんですけど…」

ひどく沈んだ声で、不安が手に取るように分かる。聞けば大分県から電話しているという 30 歳代の女性だった。神戸で被災し現在は実家に疎開しており失業状態だという。私も被災者であり疎開していることを告げ、相手の不安を少しでも和らげながら話を聞くと、神戸市郊外にあるゴルフ場に勤務していたが、震災により当分の間利用者が見込めなため事業の継続が困難になったという理由で先日解雇されたという。その際、会社から雇用保険の被保険者期間が短いため失業給付は受給できない旨言われたという。話を聞きながら会社が雇用継続の意思があるならばその一つ的手段としてレイオフ（一時休業）という選択肢も採れたのではないかと。また、所謂「便乗解雇」の気配もしないでもない。と色々と思いを巡らせるも目の前には喫緊のお金に不自由し困っている人がいる。何か手はないものか。

「ゴルフ場にはいつ頃から勤められましたか。」

「去年の 10 月です。」

とすると、解雇された日までの被保険者期間は 3 ヶ月余りとなり、確かに受給要件である 6 ヶ月（当時。現在は原則 12 ヶ月、普通解雇等の場合は 6 ヶ月）を満たさない。

「ゴルフ場の前にお勤めされていたことはありますか。」

「はい、あります。」

「どちらでお勤めされておりましたか。その期間はどの位でしたか。」

「大阪で 10 年位勤めておりました。」

「その会社はいつ頃お辞めになりましたか。」

「去年の 8 月です。」

「その時の退職理由は何ですか。失業保険を受けるための手続きをされましたか。」

「一身上の都合で辞めました。失業保険はすぐには貰えないと聞いていましたし、早く就職したかったので手続きもしていません。」

「その会社から離職票という失業保険を受けるために必要な書類は貰っていますか。」

「いいえ貰っていません。退職の時に総務の人から失業保険を貰うのなら作るけどと言われましたが、そのつもりは無かったので持っていません。」

「その会社は今でも連絡はとれますか。」

「多分、大阪ですから大丈夫だと思います。」

「ゴルフ場とは連絡がとれますか。」

「はい。ゴルフ場自体には被害が無かったので大丈夫だと思います。」

やったと思った。ゴルフ場の前に勤めていた会社での被保険者期間が10年近くあり、その会社を退職後1年以内にゴルフ場に再就職している。ゴルフ場での被保険者期間のみでは受給要件を満たせないが、この場合はゴルフ場とその前の会社の被保険者期間を通算できるケースに当たり、そうすれば受給要件の6ヵ月はクリアーできるではないか。幸いにもゴルフ場もその前の会社も健在である。

「失業保険貰えますよ。」

「えっ！本当ですか・・・。」

「本当です。ただし、この電話が終わったらすぐにゴルフ場とその前の会社に連絡して離職票を作ってもらって下さい。離職票の住所欄には現在の大阪の住所を書いてもらいそれを現住所宛送ってもらって下さい。離職票が届きましたらその離職票2枚を持ってお近くの職安へ行って失業保険を受ける手続きをして下さい。」

「こちらでも失業保険を貰えるのですか。」

「はい大丈夫です。」

「本当に本当ですか。絶対にですか・・・。」

「本当に本当です。絶対に絶対です。大丈夫です。」

「失業保険貰えるんですね…本当に・・・」

暫くの間受話器からすすり泣く声が聞こえた。

「電話して本当に良かったです。少し元気が出ました。有難うございました。」

「お互いに頑張りましょう。また神戸に戻って来て下さいね。」

「絶対に戻ります。私、神戸好きやもん。」

誰もが優しく、そして、誰もが優しさに飢えていた時だったのだろう。私も胸が熱くなった。当時私は37歳。社労士として登録、開業して2年余りの駆け出しだった。それでもこんな私の一言に涙してくれる人がいる。社労士にとってイロハのイの知識でもって一人の人を助けられた。この時ほど社労士になって良かったと思えたことはない。私に社労士として生きる勇気と自信を与えてくれた出来事だった。

久し振りにナット・キング・コールの「アンフォゲタブル」が聴きたくなった。



## 新米社労士のつぶやき

社会保険労務士 畑中 美和

社会人としては十分中堅（中年！？）の域に達していると自覚するものの、社労士としてはまだまだ新米のこの身、日々の業務が勉強の連続です。

最近もまた新たな発見がありました。

その仕事は、ある団体からの次の様な依頼でした。『職員の残業手当の単価の計算方法が間違っていたので、過去2年間遡って修正手続きを行いたい。それに伴う社会保険・労働保険の修正申告をお願いしたい。』

サービス残業もなかなか改善されない昨今、このような誠実な事業所には頭が下がります。残業代の考え方は労働基準法で定められていますが、実は具体的な手続きはかなり複雑で、残業代を払っている事業所であっても正確さを期しているところはかなり少ないのが現状なのです。

残業代を修正していくと、ほとんどの職員の給与を上方修正することになり、それにより社会保険料（厚生年金保険料・健康保険料）を算定する基礎となる標準報酬月額まで変更を伴うことになりました。つまり、毎月引落される社会保険料額が少し多くなる訳です。年金事務所には職員負担分と事業主負担分をまとめて事業所が支払う事になります。ここまでは何の問題もなく手続きを進めていくことが出来ました。私が「・・・」と考え込んでしまったのは、年金事務所の担当者からの次の言葉を聞いた時です。

『修正後の差額は、来月分の社会保険料に上乘せして請求します。今回の明細が分るようなものはお出ししていません。ですので、標準報酬月額が変更になる個人の方へも特にご連絡はありません。』

今の年金事務所の担当者は対応も丁寧で一昔前とは随分変わったと言われていますが、事務（システム）については旧態依然と、そのサービスレベルの低さには驚いてしまいました。今回のような標準報酬月額の修正は、将来の老齢厚生年金の金額に影響します。であれば、せめて個人には修正の通知を送るぐらいの配慮が必要ではないでしょうか？今は毎年誕生月に「ねんきん定期便」が送付されてきているのですから、出来ないことではないのです。考えた結果、電子メールで「ねんきんネット」を検索する方法を職員の方々にお伝えすることにしました。「ねんきん定期便」の全情報を検索でき、修正後の情報もこれで確認が取れます。ただ、パソコン操作が苦手な年配者には難しいかもしれませんが・・・。

実は、この仕事を通して、腑に落ちなかった行政担当者の言葉が他にもあります。それは、



### 畑中 美和

神戸市外国語大学外国語学部英米学科卒。都市銀行に総合職として入行、2010年退職。2003年社会保険労務士試験合格、2011年登録、開業。業務研修を経て、2012年10月に江戸町社労士ファームへ事務所移転。社会保険労務士の一般事務、相談業務。ハローワークや市役所での相談員請負。大手金融機関主催セミナーなど各種企業・団体での講演など。

労働保険料の修正申告を提出しにいった時の労働基準監督署の担当者が言った言葉でした。『過去の年度に遡って修正しておられるが、原則的には、差額支払い分は今年度に加算して修正になります。今回は特例として受けますので、こういう内容の理由書を添付して下さい。』と、当初困ったような顔で対応され、その後労働局に電話で相談した内容を伝えられました。理由書の文面を細かく指示されたものの、とりあえずこちらの意向通りに受理してもらえるなら、と経験浅い新米社労士は黙って従いましたが、何か腑に落ちません。もし、差額を今年度支払い分と同様に扱ってしまうと、適用する社会保険料や雇用保険料の料率が異なってきます。雇用保険の料率は上がったりがつり下がりがつりしていますが、社会保険料は一本調子で右上がりです。つまり、過去に本来支給されるべきであった給与の一部については、実質的な受払いは今行うこととなっても、保険関係の清算は過去においてするのが当然といえる訳なのです。給与を受ける立場で考えると至極もっともなことでも、お役人の立場で考えると原則が反対になってしまうのでしょうか？

それにしても、社労士が専門とする労務と年金ですが、その二つは非常に深く関係している、と日々の業務を通して感じる事が多くあります。

最近、ある弁護士さんから受けた依頼をご紹介します。男性労働者 A さんは過重労働のため脳疾患系の病気で倒れ、障害が残ることとなりました。その後、労災認定を受け労災保険から障害補償年金を受給し、公的年金制度からも障害基礎・障害厚生年金の受給決定が下りました。ご家族が問題を認識されたのは、「ねんきん定期便」に表示されている標準報酬月額と実際の給与の乖離に気が付いたからです。毎月の給与は額面で 40 万円前後でしたが、「ねんきん定期便」に記載された数字は 30 万円にも満たないものでした。つまり、会社は実際の給与よりも低い水準で年金事務所へ申告していたのです。その期間は約 10 年間ですが、受給額の計算にはその 10 年間で大きく影響してきます。では、A さんはどうしたらよいのでしょうか？普通に考えると、年金事務所に修正を申し出て過去 10 年の情報を正してもらうことが当然かと思われれます。しかし現実はそのようなことはないのです。修正手続きを行ってもらえるのは遡ること 2 年間だけであり、いくら会社の虚偽申告によって行われたものであり、労働者個人には全く非は無くても 8 年間分の修正はあきらめる他ないのです。この点にも行政の事務手続きの限界を感じます。(※)

結局この案件では、正しく申告していたら受給出来ていたであろう障害厚生年金額と実際の年金額との差額を逸失利益として会社に求めていくことになりました。A さんはまだ若く、平均年齢までの支給期間で逸失利益を計算するとかなりの高額な金額を会社側に要求することになります。勿論 A さんが採る対応としては当然でしょう。しかし、会社も極悪なブラック企業というわけでもなかったと思います。零細企業の社長の社会保険に対する知識不足とコンプライアンス・リスク管理能力の欠如、と言ってしまうとそれまでですが、おそらくどこにでもいる‘町の社長さん’だったのではないのでしょうか。経営環境が厳しく、コスト削減で頭をひねった挙句に、禁断の社会保険料カットに手を染めてしまった。そのことで会社に大きな打撃を与える結果を招いてしまったのではないかと思います。

このような社会の現状、問題を目の当たりにすることで、「誠実な労務管理が事業主と労働者の幸せを実現する」という思いを強くしています。社会保険も含めて正しく賃金を払うことが働く人の将来（老後や障害、死亡時）を支えていくことになる、そんなあたりまえのことを伝えたい、事業主と労働者が互いの幸せを実現できる職場作りに社会保険労務士として取り組んでいきたい、と強く思う今日この頃です。



(※) 補足説明『過去の標準報酬月額等の修正に関して』

年金事務所に過去に遡って修正依頼をかけれるのは、基本的に2年前までです。しかし、厳密に言うと、事業主がそれ以前の申告内容の修正を申し出るとは可能なようです。但しこの場合、記録上の修正はなされるものの、労働者の年金情報には反映されない（つまり年金額の修正には繋がらない）とのこと。これでは全く修正をする意味がありませんから、誰もこのような申し出をするはずがありません。

もう一つ、第三者委員会に年金記録に係る申立てを行う方法があります。第三者委員会とは、いわゆる年金記録確認問題が浮上し、それを解決するためにつくられた組織ですが、そこに申立てることが最後の方法となります。この場合、申立てに係る標準報酬月額等に対応した保険料が正しく納付されていたことを証明出来なくてはなりません。例えば、事業主が賃金台帳を提出出来るケースや、労働者が給与明細書を提出出来るケースは年金記録の修正が行われる可能性が高いようです。しかし、賃金台帳の保存期間は3年間ですし、労働者が給与明細書を長期に保存している率はかなり低いように思われます。ましてや、今回の様に労使間でトラブルになっている状況で、事業主に賃金台帳を提出するよう望むことは難しいでしょう。

以上を踏まえると、労働者にとっては納得のいかない事務対応と言えるでしょう。

最後になりますが、平成21年以降は「ねんきん定期便」に直近1年間の標準報酬月額と納付保険料が記載されており、労働者が自ら年金に繋がる情報を確認する術を得ました。社労士として唯々その目的を周知させることの重要性を痛感しています。

## 読書案内 一乱読・精読一

香山リカ『職場で他人を傷つける人たち』(ベスト新書¥743+Tax)

著者は、かつて、『しがみつかない生き方』という著書で当時飛ぶ鳥をも落とす勢いであった勝間和代(その後、原発推進派であったため、福島原発事故以降目立たなくなりましたが…)にけんかを売り注目を浴びた精神科医で、現在も様々な分野で活躍しているようです。この本は、1年ほど前に出版されたものですが、ますます現代的な意義を見いだせる内容となっているかと思えます。彼女が、診察室でうつ病と診断した患者から、職場のパワ・ハラに潜む企業のリスクを分かりやすく書いている点で、私達社会保険労務士にとっても大変役に立つ内容となっています。

著者は、日本企業におけるパワ・ハラによるうつ病の原因として大きく二つの理由を挙げています。一つは、日本人に多い「メランコリー親和型性格」です。この性格の特徴は「几帳面、他人への過剰な配慮、秩序を重んじる」ところにあり、詰まるところ典型的な「生真面目人間」だそうです。この性格が日本企業の成長の原動力となったとも思われるのですが、これを下地に「日本的パワ・ハラ」が生まれやすいとしており、「うさ晴らし型」と「村八分型」の類型に分けています。また、二つ目には、哲学者である中島義道の著書『醜い日本の私』(新潮選書)から引用して、一見、細やかで丁寧な日本的サービスのウラにひそむ「奴隷性」というネガティブな要素にその原因を見ます。つまり、日本的サービスは、その淵源を「江戸しぐさ」に求められ、元々高度な文化に裏打ちされた洗練された所作であったものが、その後形骸化し、現在の「売る人、買う人」に残っている「奴隷的サービス」になってしまったといえます。これが日本社会に残る「徒弟制度」や「年季奉公」と相俟ってストレスが職場内ではパワ・ハラとなり、消費社会ではモンスターとなったりするとしています。

この二つが特殊な「日本的パワ・ハラ」の原因となっているとしています。

しかし、どのような理由にせよ、パワ・ハラを職場に野放しにしていると、職場の規律や士気の低下を招き、さらには法廷闘争が生じ企業自体がその責任を負わなくてはならなくなります。そして、その損害賠償額も現在は100万円単位で終わっているものが、欧米の例に見られるように、すぐに1000万円単位となることが予想されると、著者は警告を発しています。事業者にとっては恐ろしいことです。

長年東京都で事業主や従業員双方からの労働相談に携わってきた金子雅臣氏の著書『職場のモンスター』(マイコミ新書)にも共通する理由が記されており、併せて読むと面白いかと思えます。

(中村 彰雄)

## 主な法改正情報

■平成 24 年 8 月 10 日より労働契約法が改正され、法 19 条の「雇止め法理」の法定化（労働者保護の観点から最高裁判例により一定の場合に雇止を無効とする判例上のルールが確立しており、それらが条文化された。）に続き、平成 25 年 4 月 1 日より有期労働契約のルールがさらに変更されています。

●無期労働契約への転換（法 18 条）・・・同一使用者との間で、有期労働契約が通算で 5 年を超えて反復更新された場合は、労働者の申込により、無期労働契約に転換します（ただし、通算契約期間のカウントは、平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する有期労働契約が対象）。

●不合理な労働条件の禁止（法 20 条）・・・同一使用者との労働契約を締結している有期契約労働者と無期契約労働者との間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止する。

■平成 25 年 4 月 1 日より障害者の法定雇用率引き上げられています。民間企業 2.0%、国・地方公共団体等 2.3%、都道府県等の委員会 2.2%。そのため民間企業における障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が 50 人以上に変更されています。

■平成 25 年 10 月 1 日より労働基準法施行規則の一部が改正され、業務上の疾病の範囲に、ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん等、一定の疾病が追加されました。

■厚生年金保険料率が、平成 25 年 9 月分より一般の被保険者は 17.120%、坑内員・船員の被保険者は 17.440%に引き上げられました。

■平成 25 年 10 月分より年金額が 1%引き下げられます。特例措置により据え置かれていた年金額について、本来水準との 2.5%の差を解消するために平成 25 年 10 月に 1%、平成 26 年 4 月に 1%、平成 27 年 10 月に 0.5%引き下げられます。なお、基礎年金が満額の場合は、平成 25 年 10 月分より 78 万 6500 円から 77 万 8500 円となります。

■兵庫県最低賃金、平成 25 年 10 月 19 日から時間額 761 円が適用されています。大阪府最低賃金、平成 25 年 10 月 18 日から時間額 819 円が適用されています。なお、産業別最低賃金は 12 月に額が改定されます。

## 編集後記

第一号の事務所報ということもあり、かなり力が入った（入ってしまった？）内容となりました。ですので、紙数が多すぎるのではないかというのが事務所一同の一致した認識ではありましたが、「とりあえず第一号として走らせてみて次号以降ブラッシュアップしていこう」という方針をとりました。今回は初号ということもあり体裁なども味気なくなってしまうため、次号以降コンパクト化を図り、写真などのビジュアル面の補強やゲスト企画についても思案しています。また現時点で、事務所報の発行ペースとしましては年 2～4 回を想定しており、事務所ホームページ（<http://lls-sr.asia>）でも PDF ファイルにて順次公開していきます。

それでは最後まで読み進めて頂きありがとうございました。次号以降もお楽しみにお待ちしております。（中村 誠次郎）

『江戸町社労士ファーム事務所報』No.1 / 平成 25 年 10 月 25 日発行  
発行人：江戸町社労士ファーム所長 中村 彰雄 / 編集人：中村 誠次郎

